

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月九日

広島県知事 横 田 美 香

## 広島県規則第四号

### 広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 (略)	（契約書の作成等）	（契約書の作成等）
3 法律第百号) 第二条第一項に規定する建設工事の請負契約をするときを除き、次に掲げる場合においては、第一項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。	3 契約担当職員は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事の請負契約をするときを除き、次に掲げる場合においては、第一項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。	2 (略)
4 一 契約金額が二百五十万円（外国で契約する場合は、三百五十万円）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。 二 (略)	4 一 契約金額が百五十万円（外国で契約する場合は、二百万円）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。 二 (略)	4 一 契約担当職員は、前項第一号又は第四号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が百万円以上である随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面（電磁的記録により作成されたものを含む。）を徴さなければならない。 二 建設工事（建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）が適用されるものに限る。）の請負契約をするとき。 二 契約金額が五十万円以上である随意契約をするとき。

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。